

## 土木建築事務所で受付を行う火薬類の譲受及び消費の許可申請について

### 1 譲受及び消費する火薬類の種類及び数量

次の表の「火薬類の種類」に応じた「数量」の範囲内の譲受及び消費の許可申請は、土木建築事務所での受付となります。

火 薬 類 の 種 類	数 量
火 薬 又 は 爆 薬	2 5 k g 未 満
工 業 雷 管 及 び 電 気 雷 管	2 5 0 個 未 満
導 火 線 及 び 導 爆 線	2 5 0 m 未 満
コ ン ク リ ー ト 破 砕 器	1 , 0 0 0 個 以 下
実 包 及 び 空 包	1 , 0 0 0 個 以 下
電 気 導 火 線	1 , 0 0 0 個 以 下
銃 用 雷 管	3 , 0 0 0 個 以 下
煙 火	無 制 限

### 2 土木建築事務所

1の許可申請先は、消費場所（消費場所が特定していない場合には申請される方の住所地）を「所管区域」とする土木建築事務所となります。

名 称	所 在 地	電 話	所 管 区 域
柳井土木建築事務所	〒 742-0031 柳井市南町三丁目9-3	0820- 22-0422	柳井市、上関町、平生町、 田布施町、周防大島町
周南土木建築事務所	〒 745-0004 周南市毛利町二丁目38	0834- 33-6473	周南市、下松市、光市
下関土木建築事務所	〒 751-0823 下関市貴船町三丁目2-1	083- 223-7103	下関市
長門土木建築事務所	〒 759-4101 長門市東深川1875-1	0837- 22-5316	長門市

※その他の区域に関しては、火薬類の数量を問わず、消費場所（消費場所が特定していない場合には申請される方の住所地）を「所管区域」とする消防本部となります。

名 称	所 在 地	電 話	所 管 区 域
岩国地区消防組合 消防本部	〒 740-0037 岩国市愛宕町一丁目 4 番 1 号	0827- 31-0196	岩国市、和木町
防府市消防本部	〒 747-0044 防府市佐波二丁目 11 番 25 号	0835- 23-9909	防府市
山口市消防本部	〒 753-0089 山口市亀山町 2 番 1 号	083- 932-2606	山口市
宇部・山陽小野田 消防局	〒 755-0027 宇部市港町二丁目 3 番 30 号	0836- 21-6114	宇部市、山陽小野田市
美祢市消防本部	〒 759-2212 美祢市大嶺町東分 358-1	0837- 52-2286	美祢市
萩市消防本部	〒 758-0041 萩市大字江向 428 番地 2	0838- 25-2798	萩市、阿武町